

2 第14条《事業年度の特例》関係

【新設】（完全支配関係法人がある場合の加入時期の特例の適用）

2-4 内国法人と他の内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係（法第64条の9第1項《通算承認》に規定する政令で定める関係に限る。以下2-11を除き同じ。）がある場合において、当該内国法人が法第14条第8項第1号《事業年度の特例》の規定の適用を受けるときは、当該他の内国法人も同号の規定の適用を受けるのであるから留意する。

【解説】

1 グループ通算制度においては、内国法人（通算子法人となる法人）が、通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係（法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に親法人との間に親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、次のとおり事業年度を調整できることとされている（法14⑧、以下「加入時期の特例」という。）。

(1) 通算親法人又は親法人との間に完全支配関係を有することとなった日（以下「加入日」という。）から加入日の前日の属する特例決算期間（注1）の末日まで継続してその内国法人と通算親法人又は親法人との間にその通算親法人又は親法人による完全支配関係がある場合……その内国法人及びその内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（注2）については、加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもって、事業年度の特例の規定（法14④一⑤二）を適用する（法14⑧一）。

（注）1 特例決算期間とは、次の期間のうちその特例の適用を受ける旨等を記載した書類に記載された期間をいう。以下同じ。

イ 上記の内国法人の月次決算期間

ロ 上記の内国法人の会計期間

2 上記の内国法人の加入日からその特例決算期間の末日までの間にその通算親法人又は親法人との間に完全支配関係を有することとなったものに限る。

(2) 上記(1)に該当しない場合（加入日から加入日の前日の属する特例決算期間の末日までの間に完全支配関係を有しないこととなった場合）……その内国法人及びその内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人については、加入日の前日を事業年度終了の日としない（法14⑧二）。

この加入時期の特例は、連結納税制度から設けられていたものであるが、上記(1)（注1）ロの会計期間に係る特例については、グループ通算制度において新たに設けられたものである。

2 ところで、通算グループに加入するパターンとしては、複数の子法人（上記1の「他の内国法人」、いわゆる連れ子）がある加入法人（上記1の「内国法人」）をM&Aにより完全子会社にするケースがあるが、このケースについて、連結納税制度では、この加入法人及び連れ子が各々この加入時期の特例の適用を選択することが可能となっていた。一方、グループ通算制度では、上記1(1)（注1）ロの会計期間に係る特例が新たに措置されて加入を遅らせ

る期間を最大1年とされることとなったこと等を機に、加入法人がこの加入時期の特例の適用を選択した場合にはその連れ子について強制適用とされ、加入法人と同時期まで加入を遅らせることとなっている。

このように、グループ通算制度においては、加入時期の特例に係る取扱い内容が変更され、上記のケースで加入法人がこの加入時期の特例を選択した場合にその子法人も強制適用となることについて、改正後の法令（法 14⑧一）の規定振りからは若干分かりにくいとも思われることから、本通達において留意的に明らかにしている。

- 3 なお、上記2のケースについて、加入法人がこの加入時期の特例を適用しない（つまり、原則どおり加入日に通算グループに加入する）場合でも、連れ子が上記1の「内国法人」としてこの加入時期の特例の適用を選択することができることに、併せて留意が必要である。この場合の連れ子にさらに子法人（いわゆる連れ孫）があるときには、当該連れ孫は、当該連れ子がこの加入時期の特例の適用を選択したことに伴い強制適用とされることとなり、当該連れ子と同時期まで加入を遅らせることとなる。